

## イベントや会議等における情報保障

イベントや会議等に参加するということは、出席するすべての人が配布資料や他の出席者の発言などの内容を理解し、議論等に加わることができるということです。そのためには、その場における情報保障が欠かせません。

参加者の障害特性等に応じた資料や通訳等の準備をするほか、個々の状況を確認した上で、希望する情報提供手段を用意することも必要です。

また、どのような情報提供手段が用意されているのか、開催案内等で事前にわかりやすく周知することも必要です。

区市町村等の取組事例は67ページ

### 取組のポイント

#### 【資料・通訳の準備】

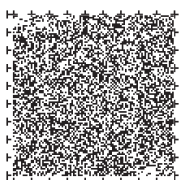
- 聴覚障害者が参加する場合は、手話通訳、要約筆記を準備する
- 手話通訳を行う場合は、通訳者が司会や発表者と同時に見えるよう配置を工夫するとともに、照明を調整する
- 視覚障害者が参加する場合は、点字や音声、拡大文字による資料を準備する
- 点字資料は、漢字の読みがなが正しく変換されているか確認するとともに、ページごとに切り分ける
- 視覚障害者への資料については、テキストデータによる提供があれば、音声読み上げソフトのあるパソコンで対応できる
- 音声コードは、当事者の意向を確認した上で活用する
- 外国人が参加する場合は、通訳や多言語による資料が必要か、本人に確認する

#### 【座席の配置】

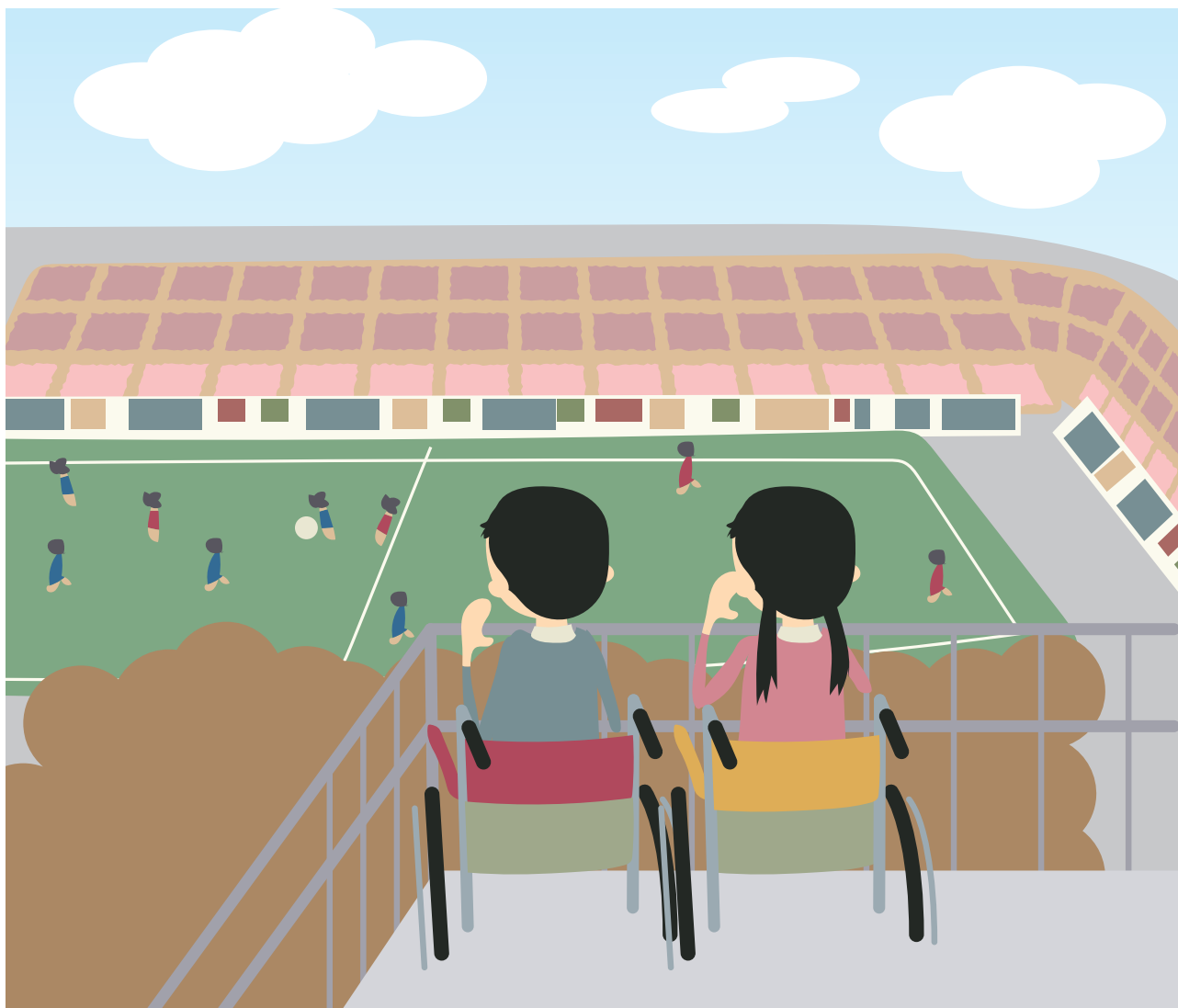
- 視覚障害者のために音声装置や音声に配慮した席を用意する
- 車いす使用者が参加するイベント等においては、車いす使用者用客席の分散配置やサイトライン（※5）の確保に配慮する
- 補聴器使用者のために磁気ループ席を用意するとともに、様々な席を選択できるようにする

#### 【事前の案内】

- 情報提供の手段やそのための座席等が用意してあることを、あらかじめ公演案内等によりわかりやすく周知する



（※5）サイトライン・・・ 劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して舞台や競技場を見ることのできる視野の範囲。



## 災害時等における要配慮者への情報提供体制の整備

災害時において要配慮者（※6）の安全を確保するためには、行政や事業者は、要配慮者を含めた住民や利用者、職員・社員等に対して、避難経路や避難場所など防災に関する情報を日頃から周知するとともに、区市町村においては避難所等における情報をすべての人にわかりやすく提供する取組がとても重要です。

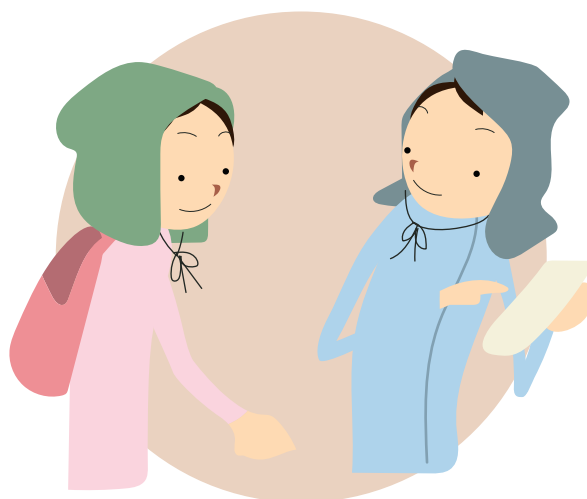
災害時では、大きな混乱が生じることも想定されるため、区市町村等では様々な場面を想定した防災訓練を実施し、課題と対応を検証するなど、平時からの十分な備えが必要です。

駅や空港などにおいては、平常時から、音声、文字、多言語による運行情報の提供などができるよう整備しておく必要があります。

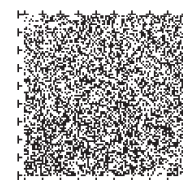
区市町村等の取組事例は68ページ



【駅における鉄道の運行情報案内の例】  
運行情報ディスプレイ表示イメージ  
(京成電鉄株式会社)



(※6) 要配慮者・・・ 災害対策基本法の改正（平成26年4月施行）により、従来の「災害時要援護者」から、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において、特に配慮を要する者を「要配慮者」、要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」と名称が変更になった。



## 取組のポイント

## 【防災情報の周知】

- 区市町村は、避難経路や避難場所等について日頃からわかりやすく住民に周知を図る
- 公共施設や事業者は、利用者や職員・社員に対して、災害時における避難方法や連絡手段などを日頃から周知する

## 【防災訓練】

- 防災訓練では、情報伝達について訓練項目に取り入れ、様々な場面における課題と対応方法を事前に検討しておく
- 要配慮者に対する情報伝達やコミュニケーション支援の方法等について、地域での防災ワークショップや学校での防災教育の場で話し合う

## 【災害時等の対応】

- 区市町村における情報伝達手段の整備や二次避難所（福祉避難所）の設置・運営等に当たっては、東京都福祉保健局作成の「災害時要援護者への災害対策推進のための指針」及び「災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針」を参照する
  - ▶▶▶災害時要援護者への災害対策推進のための指針のURL  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai\\_youen\\_gosya.files/suishin-shishin\\_2.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai_youen_gosya.files/suishin-shishin_2.pdf)
  - ▶▶▶災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針のURL  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai\\_youen\\_gosya.files/manual-shishin\\_2.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/soumu/soumu/oshirase/saigai_youen_gosya.files/manual-shishin_2.pdf)
- 避難場所においては、音声情報と文字情報の両方を提供することを原則とし、外国人にもわかるよう多言語対応を図る
- 避難場所には、コミュニケーション支援ボードや筆談ボード等をあらかじめ備える
- 駅や空港などにおいては、視覚障害者や聴覚障害者等に配慮して、災害や事故等に関する情報を音声と文字により、わかりやすく提供する
- 緊急連絡先や必要な支援等が記載されているヘルプカード（40ページ）は、障害者等が災害時に円滑に支援を受けるためのツールとして活用できる
- 災害時における視覚障害者への情報提供手段として、ラジオの活用が有効である

